

1. 現在の「健康保険証」(青色)は廃止(R6.12.2)

- ・ただし、廃止から最長1年間(R7.12.1まで)は使用可能。
- ・このため、遅くともR7.12.1までに、「マイナ保険証(マイナンバーカード)」か「資格確認書」への変更が必要。

2. 新たに「資格確認書」(黄色)を発行(R6.12.2以降有効) … 単独で保険診療の証明書になる。必要な加入者向け。

- ・最大5年有効。1年単位の発行期間を設定し、発行期間毎に同一の有効期限を設定する。
- ・現在の青色保険証と同様のカード型サイズ、プラスチック製(黄色)。

〈発行契機 3パターン〉

- ① 必要な時に「資格確認書交付申請書」を事業所経由で(任継は直接)協会に提出
 - ② 新規加入時に「資格取得届」等の発行要否欄に☑して、事業所経由で年金機構に提出
↑ 任継にはこの仕組みなし(新規加入時に必要であれば、①の申請書を同時に提出してもらう)
 - ③ マイナ保険証未保有者等へ職権発行(既加入者はR7.9～11月。新規加入者は手続き後15～40日程度かかる。)
- ※ ①②については、原則としてマイナカードを所持していない等、マイナ保険証が使用できない方を対象としている。

3. 新たに「資格情報のお知らせ」を発行(R6.12.2以降有効) … 保険資格をお知らせするもの。単独では証明書にならない。

- ・カード型サイズ、紙(白色)。

〈発行契機 2パターン〉

- ① 新規加入時に自動で全加入者に発行(既存加入者はR6.9月とR7.1～2月に発行)
- ② 再交付が必要な時に「資格情報のお知らせ交付申請書」を協会に提出
↑ 提出先は協会に直接でよく、送付先は申請書に記載した住所宛となる(事業所ではない)

4. 現在の「高齢証、限度額証」等については引き続き発行

- ・新たに発行される「資格確認書」に負担割合を記載しないため、引き続き別途発行する。

5. R6.12.2以降の標準的な保険証提示のイメージ

【マイナ保険証を保有している】

- ・オンライン資格確認導入済機関
→ マイナンバーカードのみ(非課税の限度額証、特定疾病療養受療証の申請は今後も必要)
- ・オンライン資格確認未導入機関(またはカードリーダーが故障等)
→ マイナンバーカード+マイナポータルアプリが入っているスマホ(または「資格情報のお知らせ」)

【マイナ保険証を保有していない】

- ・すべての医療機関 → 資格確認書(+高齢証、限度額証等)

6. 証関係取扱いスケジュール(主なもの)

		現在～R6.12.1	R6.12.2～R7.12.1	R7.12.2～
①現在の保険証(青)	発行状況	発行	廃止	
	使用可否	使用可	使用可	使用不可
②マイナンバーカード	発行状況		発行	
	使用可否		使用可	
③資格確認書(黄)	発行状況		発行 (既加入者の職権発行対象者についてはR7.9～11月に送付)	
	使用可否		使用可	

7. 最近の動きと今後の予定

R6.9月	「資格情報のお知らせ(+マイナンバー下4桁)」送付①(既加入者へ)
R6.12.2	健康保険証(青色)の廃止(使用は可)
R6.12.2以降	「資格確認書」発行開始(新規加入者等へ)
R7.1～2月	「資格情報のお知らせ(+マイナンバー下4桁)」送付②(既加入者へ)
R7.9～11月	「資格確認書」送付(既加入者の職権発行対象者)
R7.12.2	健康保険証(青色)の使用終了

8. マイナ保険証に関する問い合わせ先

【(国)マイナンバー総合フリーダイヤル】

・「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他制度に関するお問い合わせ先 : **0120-95-0178**

＜マイナカード紛失時の対応＞

① 警察へ届出 ② 上記ダイヤルへ連絡(24時間対応) ③ 市町村へ再交付手続き

【協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル】 R6.9.2～8.2.28

・「マイナ保険証、オンライン資格確認」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等 : **0570-015-369** (ナビダイヤル)